

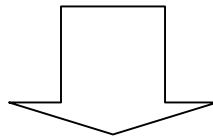
# 住民基本台帳の閲覧制度等の あり方に関する検討会 報告書の概要

---

- 1 住民基本台帳の閲覧制度の見直し P 1
- 2 住民の居住関係の公証制度の見直し P 2
- 3 審査の厳格化 P 3
- 4 選挙人名簿抄本の閲覧制度の見直し P 4 ~ P 5

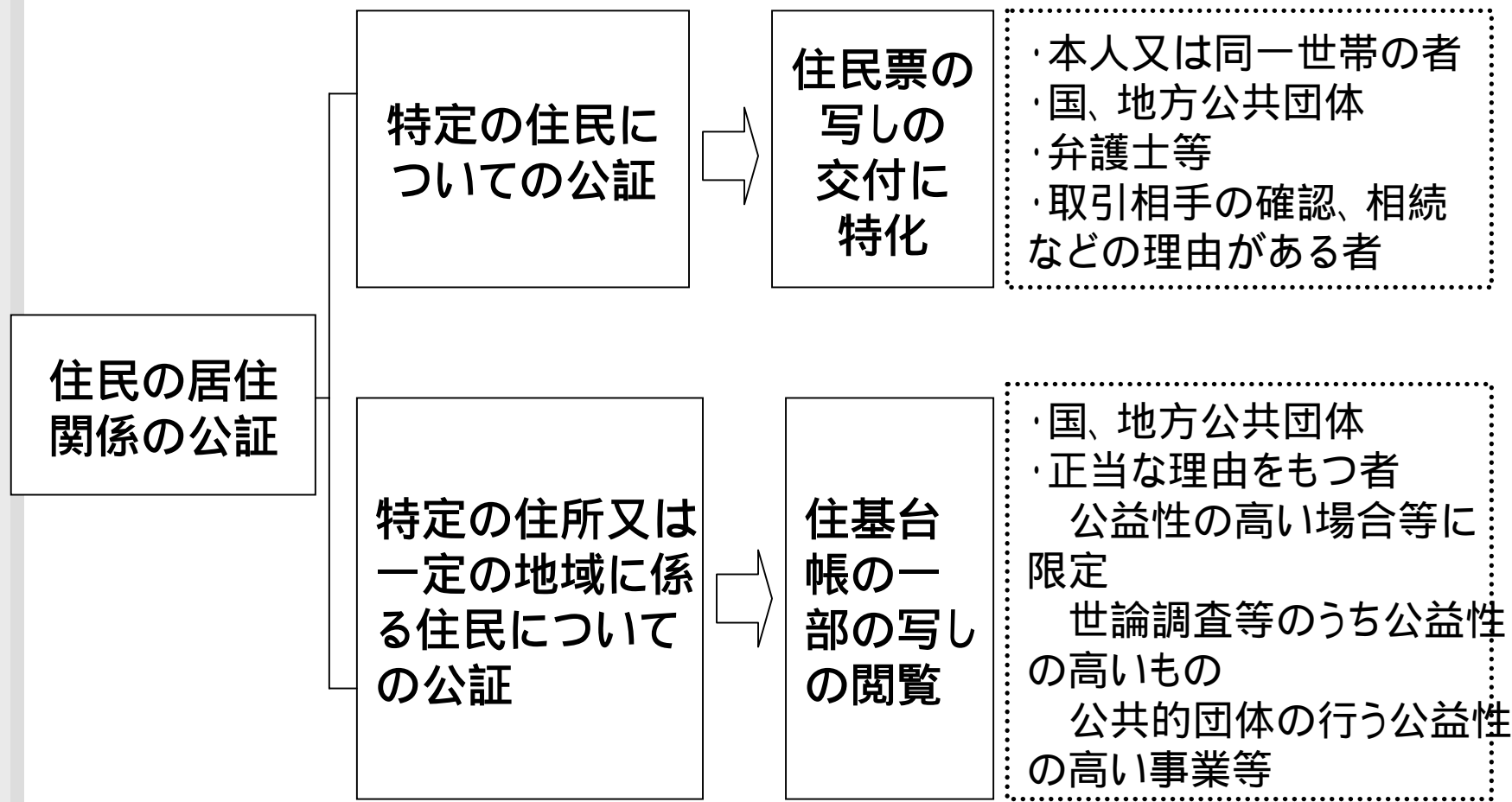
# 1 住民基本台帳の閲覧制度の見直し

何人でも閲覧を請求できるという  
現行の閲覧制度は廃止



国及び地方公共団体、正当な理由  
(公益性の高い場合等)をもつ者のみ  
閲覧請求できるという制度として再構築  
(審査手続の整備等)

## 2 住民の居住関係の公証制度の見直し



### 3 審査の厳格化

#### 閲覧の審査

- ・審査手続の整備、個人情報管理・廃棄について審査
- ・閲覧した者を原則公表
- ・閲覧した情報の管理について報告を求める規定を整備
- ・不正な目的での閲覧や目的外利用が判明した場合に過料に処す等を検討

#### 住民票の写し及び 戸籍の附票の写し の交付

- ・身分証明書の提示等、本人確認を厳格化等
- ・職務上請求の手続の明確化

## 4 選挙人名簿抄本の閲覧制度の見直し

### 現行

次の場合に閲覧を認める取扱いとしているが、法令上不明確  
選挙人が自己又は特定の選挙人の登録の有無を確認するために  
閲覧する場合

候補者、政党、政治団体が選挙運動や政治活動を行うために  
閲覧する場合

報道機関や学術研究機関が世論調査や学術調査を行うために  
閲覧する場合

閲覧に要する手続を明記した規定や、偽りその他不正の手段による  
閲覧に対する制裁措置がない。

市町村によって便宜供与規定に基づき、選挙人抄本のコピーが  
可能(コピーを認めている市町村は全体の約4分の1)



# 4 選挙人名簿抄本の閲覧制度の見直し

## 見直し内容

閲覧が認められる場合を以下 ~ とし、法令上明確化  
選挙人が自己又は特定の選挙人の登録の有無を確認するために  
閲覧する場合

候補者、政党、政治団体が選挙運動や政治活動を行うために  
閲覧する場合

報道機関や学術研究機関が世論調査や学術調査を行うために  
閲覧する場合

閲覧に要する事務処理の基本的な手続規定を住基台帳の閲覧  
に準じて整備(閲覧の氏名、住所、閲覧理由を明示させるほか、誓約  
書等の提出を求めるなど)

不正の手段による閲覧に対する制裁措置を住基台帳の閲覧に準じて  
新設(過料の徴収等)

選挙人名簿抄本のコピーを禁止することとし、便宜供与規定を削除